地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務

に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の概要

１　特定個人情報保護評価書（全項目評価書）について

「特定個人情報保護評価」とは、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）ファイルを保有しようとする行政機関が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

本県においては、社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入に伴い、「地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む）に関する事務」について特定個人情報保護評価を実施し、平成２７年９月２日に特定個人情報保護評価書を公表したところです。

特定個人情報保護評価書については、特定個人情報保護評価に関する規則第１５条及び特定個人情報保護評価指針により、直近の公表日から５年を経過する前に評価を再実施するよう努めることとされていることから、別添「地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む）に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」により評価の再実施を行うものです。

２　評価書の項目と主な記載内容

Ⅰ　基本情報  
　特定個人情報を取り扱う事務の内容、対象人数、使用するシステムの機能、特定個人情報ファイルを取り扱う必要性、法令上の根拠などについて記載する。

（記載内容の概要）

* 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容

・　県税に係る賦課業務（申告・届出等の受理、納税の告知、課税調査及び減免等）

・　県税に係る収納管理業務（収納、還付及び充当等）

・　県税に係る滞納整理業務（督促状等の送付、滞納処分等）

　　○　対象人数

　　　　30万人以上

* 使用するシステム

県税電算総合システム、国税連携システム(eLTAX)、番号連携サーバー、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム

* 特定個人情報ファイルを取り扱う理由：実務上の必要性

的確かつ効率的に賦課徴収、滞納処分及び課税調査を行うため、納税者等から提出される各種申告書等や住民基本台帳ネットワークにより個人番号を取得し、納税者等を正確に把握する必要がある。

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

対象となる本人の範囲、記録項目、入手･使用、取扱いの委託･再委託、保管･消去などについて記載する。

（記載内容の概要）

* 対象となる本人の範囲

・　納税義務者、減免対象者及び課税調査対象者

* 入手の時期・頻度及び妥当性

・　県税の賦課徴収のため（基本４情報の確認等を含む）、法令等の規定により、本人等から適切な時期に申告等を受ける、または必要な都度情報を閲覧・確認する。

Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

入手、使用、委託、提供・移転、保管・消去等の各プロセスにおけるリスク対策について記載する。

（記載内容の概要）

* 入手の際に、目的外の入手が行われるリスクに対する措置

・　申告･申請を受け付ける際には、対象者以外の情報が記載されていないことを確認する。また、法令で定められた申告書等の書面様式を使用しているため、必要な情報のみを取得している。

* 使用の際のリスクに対する措置

・　県税電算総合システムでは、ID、パスワードを発行し、所属及び業務ごとにアクセス権限を管理している。また、人事異動情報に基づいて、異動、退職があった場合は、一元的に執行管理している。

* + 特定個人情報にアクセスした場合は、アクセスログを保存することとしている。

Ⅳ　その他のリスク対策  
監査の実施、従業者に対する教育･啓発について記載する。

（記載内容の概要）

* 自己点検：具体的なチェック方法

・　年に１回、物理的なセキュリティの確保、帳票、記録媒体、規定等の適切な管理、障害発生時の対応手順の整理など自己点検を行い、特定個人情報が適切に取り扱われていることを確認する。

Ⅴ　開示請求、問合せ

（記載内容の概要）

* + 開示請求等の窓口である税務課及び県民活動支援・広聴課の問合せ先等を記載する。

Ⅵ　評価実施手続

（記載内容の概要）

・　パブリックコメント、第三者点検等の状況について記載する。